

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という。）第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成二十四年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

平成二十四年八月二十二日（水）午前十時から午後三時三十分まで

二 試験の場所

広島県立総合体育館（広島市中区基町四番一号）

三 試験科目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験手続

1 受験願書の請求先

広島県健康福祉局薬務課（〒七三〇―八五二― 広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む。）

郵送で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書きし、八十円切手（四枚までの受験願書請求の場合）を貼付した宛先明記の返信用定形封筒を同封すること。

五枚以上の受験願書を請求する場合は、事前に切手の料金を問い合わせること。

なお、広島県のホームページに掲載したものを印刷して使用することも可能であること。

2 受験願書の受付期間

平成二十四年五月二十八日（月）から平成二十四年六月八日（金）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分まで）。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

郵送の場合は、平成二十四年六月八日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

3 受験願書の提出先

広島県健康福祉局薬務課（〒七三〇―八五二― 広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む。）

郵送の場合は、簡易書留とし、封筒の表に「登録販売者試験受験願書在中」と朱書きすること。

4 提出書類

(一) 登録販売者試験受験願書

(二) 郵便局で購入した郵便はがき（無地・何も記載しないこと。）  
(三) 写真（受験願書提出前六か月以内に撮影した正面・無帽・上半身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルで、裏面に氏名を記載したもの。）

(四) 受験資格を有することを証する書類（過去に広島県の登録販売者試験を受けた者にあっては、省略することが可能であること。ただし、受験年度及び受験番号を願書の欄外に記載すること。）

(1) 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「規則」という。）第百五十九条の五第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者にあつては、卒業証書の写し（原本確認を受けること。）又は卒業証明書（原本）  
なお、郵送の場合には、卒業証明書（原本）を提出すること。

(2) 規則第百五十九条の五第二項第四号に該当する者にあつては、卒業証書の写し（原本確認を受けること。）又は卒業証明書（原本）実務経験（見込）証明書（一年の実務経験〔見込みを含む。〕）及び勤務状況報告書  
なお、郵送の場合には、卒業証明書（原本）実務経験（見込）証明書及び勤務状況報告書を提出すること。

(3) 規則第百五十九条の五第二項第五号に該当する者（前記(1)及び(2)に掲げる者以外のもの）にあつては、実務経験（見込）証明書（四年の実務経験〔見込みを含む。〕）及び勤務状況報告書

(4) 前記(2)又は(3)に掲げる者で、他県での実務経験（見込）証明書を提出する場合は、その施設の法に基づく当該許可に係る許可証の写し又は当該許可を受けていたことを証する書面

#### 五 受験手数料

一万五千元

この手数料は、一万五千元に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の所定欄に貼付して納めること。

広島県収入証紙には、消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

#### 六 受験票の交付

受験票は、平成二十四年七月下旬までに、本人に直接送付する。

#### 七 合格者の発表

平成二十四年十月九日（火）に、合格者の受験番号を広島県庁及び広島県各保健所（保健所支所を含む。）前の掲示板に掲示して行うほか、広島県のホームページに掲載する。また、合格者には合格書を交付する。

#### 八 問合せ先

この試験についての問合せは、広島県健康福祉局薬務課（電話〔〇八二〕五一三一三二二二〔ダイヤルイン〕）又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む。）に行う

こと。

郵便による問合せは、八十円切手を貼付した宛先明記の返信用定形封筒を同封した封書により行うこと。